

官報

号外 平成二年六月一日

○第一百十八回 国会衆議院会議録 第二十一号

平成二年六月一日(金曜日)

議事日程
第十三号

平成二年六月一日

正午開議

第一 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 市民農園整備促進法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 市民農園整備促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二年六月一日 衆議院会議録第二十一号 証券取引法の一部を改正する法律案

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び

質疑

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長衛藤征士郎君。

○証券取引法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情に鑑み、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底するため、証券取引法を改正するものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

第一に、株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入することとしております。これは、上場会社等の発行済み株式総数等の5%を超える株券等を実質的に保有することとなった場合には、五日以内に大蔵大臣に報告することを義務づけ、その違反に対しては刑事罰を科することとするものであります。

午後零時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○日程第一 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長衛藤征士郎君。

○証券取引法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案につきましては、五月三十一日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されませんでした。以上、御報告申し上げます。(拍手)

本件につきましては、五月三十一日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されませんでした。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案を

委員長報告のとおり可決いたしました。

これまで発行済み株式総数等の一〇%以上を所有することとなる市場外の買付けとされていたのを、五%ルールの導入に合わせて五%超に引き下げるなどとしております。

以上のほか、外国証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があつた場合には、関係人に対して報告等を求めることがであります。

以上の改正是、五%超の買付けを規制する等所要の改正を行うこととしたとしております。

本件につきましては、五月三十一日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されませんでした。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案を

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、日程第三、麻薬取締法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長畑英次郎君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び同報告書

麻薬取締法等の一部を改正する法律案及び同報

告書

[本号末尾に掲載]

[畑英次郎君登壇]

○畑英次郎君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申上げます。また、戦傷病者戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げようとするものであります。

本案は、去る三月二十日付託となり、五月二十四日津島厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり

全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、麻薬取締法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における向精神薬の乱用の防止を図り、向精神薬に関する条約の批准に備えるため、向精神薬の輸出入、製造、譲り渡し等の取り締まりの措置等を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律の目的に、向精神薬について必要な取り締まりを行うことを加えるとともに、名称を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めること、第二に、向精神薬が医療または研究以外に用いられないよう、向精神薬の輸出入、製造、卸売、小売等を業として行う者については免許制度を、向精神薬の試験研究施設の設置者については登録制度を設け、向精神薬の譲渡先をこれらの免許業者、登録施設の設置者等に限定すること、

第三に、免許業者等に輸出入、製造等に関する記録を義務づけるとともに、乱用による危害の大きさに特定の向精神薬について、輸出入との許可または届け出の制度を設けること、

第四に、向精神薬の一般向けの広告の禁止、罰則の整備その他所要の改正を行うこと、

第五に、大麻取締法及び覚せい剤取締法の一部を改正し、大麻及び覚せい剤についても、一般向けの広告の禁止、罰則等の整備等の措置を講ずること

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、第三の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

第一に、都道府県知事は、市民農園の適正かつ円滑な整備を図ることが必要と認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針を策定し、市町村は、基本方針に基づき、市民農園区域の指定と市民農園の開設の認定を行うこととしております。第二に、市町村の認定を受けた計画に従って市民農園を整備する場合には、農地の貸し付け及び転用等についての農地法の特例を講ずることともに、市民農園施設の整備のための開発行為について、都市計画法の特例措置を講ずることとしております。

本案は、去る四月二十四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月三十日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、翌三十一日質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○大原一三君 ただいま議題となりました市民農園整備促進法案につきまして、農林水産委員会に

○議長（櫻内義雄君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（櫻内義雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君） 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長（櫻内義雄君） 水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長戸塚進也君。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案及び

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸塚進也君登壇〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○戸塚進也君 ただいま議題となりました水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

本案は、生活排水の排出による公共用水域の水质の汚濁の防止等を図るうとするもので、その主な内容は、

第一に、本法の目的に、生活排水対策の実施を推進することを加えること、

第二に、生活排水の排出による公共用水域の水质の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施について国、地方公共団体等の責務を明確にすること、また、都道府県知事は、公用用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、関係市町村長の意見を聞き、生活排水対策重点地域を指定することと、

生活排水対策重点地域を含む市町村は、生活排水処理施設の整備に関する事項等を定めた生活排水対策推進計画を策定すること、

第三に、総量削減基本方針に係る指定水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るために、指定地域における規制対象施設を追加すること等であります。

本案は、去る四月十六日本委員会に付託され、五月二十五日北川環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、二十九日審査を行い、同日質疑を終了し、本日採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案及び
〔本号末尾に掲載〕

○議長（櫻内義雄君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長（櫻内義雄君） この際、内閣提出、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求める。文部大臣保利耕輔君。

〔国務大臣保利耕輔君登壇〕

○国務大臣（保利耕輔君） 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国際化、情報化、高齢化など大きな変化の中にあって、二十一世紀に向かい、我が国が独創的で活力ある社会を築いていくには、学習に関する国民の自発的意欲を尊重するよう配慮するとともに、国民の多様化、高度化した学習に対する需要に対応し、生涯にわたる学習が円滑に行われるよう、国及び地方公共団体を通じて生涯学習の振興ります。

今回の法律案は、中央教育審議会の答申の提言を受け、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案についての保利文

及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図るために、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めることをその内容としております。

今回の法律案の概要は、次のとおりであります。

第一は、生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備についてであります。

今日、生涯学習の振興を図るために、都道府県における学校教育及び社会教育に関する学習及び文化活動の機会について、一、これらの機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること、二、住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと、三、地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと、四、住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと、五、地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うことなどの事業を推進するための体制を整備することが求められており、このため、都道府県の教育委員会は、これらの事業を相互に連携させつつ推進するために必要な体制を固りつつ、第一的かつ効果的に実施するよう努めるものとし、これら体制の整備に関し、文部大臣が望ましい基準を策定することとしております。

第二は、地域生涯学習振興基本構想についてであります。

都道府県は、交通条件及び社会的自然的条件等から見て生涯学習に係る機会の総合的な提供を行ふことが相当と認められる特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域にお

ける住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができることとし、必要な事項を定めることとしております。

さらに、基本構想の円滑な実施を促進するための文部大臣及び通商産業大臣の必要な援助について定めるとともに、民間事業者の能力の活用のために、民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他他の業務を行う基金を設け、基金に対する負担金について損金算入の特例の適用があるものとして定めています。

第三は、生涯学習審議会についてであります。

生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備のために、文部省に生涯学習審議会を置くこととしております。生涯学習審議会は、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七人以内の委員で組織することとし、この法律及び社会教育法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮詢に応じ、学校教育、社会教育及び文化の振興に關し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項及び社会教育一般等に關する事項を調査審議することとしております。さらに、生涯学習に資するための施策に関する重要事項に關し必要と認める事項を文部大臣または関係行政機関の長に建議し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、その他必要な協力を求めることができます。

また、都道府県に都道府県生涯学習審議会を条例で置くことができるなど、都道府県の教育

委員会または知事の諮詢に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要な事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し必要と認める事項を都道府県の教育委員会または知事に建議することができるなどといたしてあります。

なお、市町村については、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力を體制の整備に努めるものとするなどとしておりま

す。

第四に、関係法律の改正等所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が法律案の趣旨でござります。(拍手)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。興石東君。

(興石東君登壇)

○興石東君 私は、日本社会党・護憲共同を代表

し、ただいま御提案のありました生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案につきまして、法案提出に至る経過も含め、基本的な事項について御質問をいたします。

最初に、生涯学習に対する国の姿勢と法案上程に至る経過とその背景について、総理並びに文部大臣にお尋ねしたいのであります。

一九八四年八月から三年間にわたって設置され

ました臨時教育審議会、いわゆる臨教審の四次に

わたる答申の中では、学歴社会の弊害を是正するとともに、新たな学習需要の高まりにこたえ、学校

中心の考え方を脱却し、生涯学習へ移行することが重要であるとの提言を受けて、政府並びに文部省は、今後の教育改革の基本的な視点として、生

涯学習へ移行を図ることを基本に、個性重視の教

育、国際化、情報化などの時代の変化に対応する

改革推進大綱なるものを閣議決定し、政府全体と

して総合的教育改革を推進することを確認し、さ

らに入八年七月には、文部省は社会教育局を改組し、生涯学習局を筆頭局として発足させ、さらに

本年一月には、中央教育審議会、いわゆる中教審

答申、「生涯学習の基礎整備について」の答申がな

され、本法案の国会上程に至ったと考えられます

が、そのように理解してよろしいでしょうか。

また、生涯学習の重要性が指摘される背景としましては、現代の学校教育に対する過度の依存や

学歴社会の弊害を改め、学校を中心の考え方から脱却して、生涯学習体系へ移行する必要性があること、加えて、人々の学習意欲はますます高度化、多様化していくという学習需要にこたえるとともに

に、さらに、物質的な豊かさの中で失われた家庭や地域の教育力を回復することや、科学技術の進歩や産業構造の変化等、社会の進展、発展に対応できる生涯学習を実現することが急務であるとの認識に立つておられると考えますが、総理、いかがでしょうか。そのような考えには私ども大いに賛同するものであり、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、本法案の提出に当たっては、生

涯学習の理念、定義や事業内容をめぐって十六の

関係省庁との調整に手間取り、原案も大きく修正されたと伝え聞いています。国民

一人一人の自發的学習意欲にこたえ、生涯学習についての情報提供など、地方自治体や民間事業者が中心になつて行なう基盤整備を法律で規定することと自体、我が国で初めてのことであり、評価すべき点もありますが、今回の法案は、幾つかの問題

となるべき欠陥を持つていると言わざるを得ない

ところです。

そこで、海部総理にお尋ねしたいと思うのであ

りますけれども、まず第一に、生涯学習に関する我が国初の法律であるにもかかわらず、今なぜ生涯

学習なのかという、生涯学習の理念や定義については、一言も触れられていないということであります。

臨教審が学歴偏重社会を是正するために生涯学

習社会への移行を提言した経緯を踏まえれば、どうしても教育全体における生涯学習の位置づけを

明確にし、生涯学習とは何かの理念や定義づけをすることが重要だと考えますが、総理の考える生

涯学習とは一体いかなるものであるかどうか、お

伺いたいのであります。(拍手)

我が国の学校は、今、学校にさえ行けば、学校

に行かなければという過信と、既に学校は子供たちが人間として健やかに育つ場ではなくなつてい

るという危機意識からの不信の中で大きく搖ら

ぎ、子供、青年は、その不信と過信のはざまに

あって苦悩し、一教科七千円の塾通いを余儀なく

され、幼児から始まると言われる過酷な受験戦争にも苦しみ、耐えている子供、青年を前に、私たち

大人は、政治は、今こそ何をしなければならない

かが問われているときでもあると思うのであります。

外 報 (号)

す。子供、青年は日本の未来であり、次代を担う子供、青年にすばらしい未来を保障することは、現代に生きる私たち大人の政治の責任でもあると思うのであります。

臨時教育審議会でも指摘しているこの学歴社会のひづみを是正し、週休二日制、学校五日制等への取り組みこそが、今教育現場に求められている緊急にして最大の課題だと考えますが、総理、いかがでしよう。

また、一九七四年の第五十九回ILO総会において採択されました有給教育休暇は、労働者の教育を受ける権利を国際的に承認したものであり、ヨーロッパ諸国では、これと前後して、有給教育休暇にとどまらず、その権利行使を保証するための保育所の整備、労働と余暇とを交互に繰り返せるリカレント教育のシステム化などを模索しているところであります。

国民の権利としての生涯学習を保障する諸外国では、週休二日制、学校五日制や有給教育休暇等もはや世界の常識となりつつあります。外国から経済大国日本、世界の中の日本ともてはやされ、政府みずからも人生八十年時代、豊かさの創造、七十万時間をどう過ごすかを標榜してみても、諸外国からウザギ小屋の働きバチなどと評され、眞の豊かさを求めて実感できないこの現状をどう打開していくのか、そのための生涯学習はどうあるべきかが論議されなければならないと思うのであります。

したがって、生涯学習を振興するに当たって行政に期待されているもの、それは、国民のだれもが、いつでもどこでも安い費用で学ぶことのできる条件整備を行うことであります。しかし、本法

提案は、国及び地方公共団体の学習権確立のための条件整備に関する責務、とりわけ労働者が働きながら学ぶことのできる有給教育休暇制度については、何ら触れていないのであります。

また、法案は、都道府県が実施する生涯学習事業に対して、文部省が「望ましい基準」を設けたり、特定地域での生涯学習推進基本構想についても、文部、通産両大臣の承認基準を定めておるところであります。これらは、ユネスコ等で、生涯学習の精神に反することとなり、國による生涯学習の管理につながる危険性をはらんでいると思いませんが、この点についてもいかがでしよう。

さらに、法案は、民間事業者の能力活用をうたい、融資や損金算入による税制上の優遇措置を講じておりますが、これは教育の営利事業化につながりやすく、金と暇のある人にしか生涯学習の機会が与えられないこととなり、問題ではないかと考へます。次に、文部大臣にお伺いをいたします。

法案は、社会教育審議会を廃止して、文部省に生涯学習審議会を設置し、学校教育や社会教育、文化の振興など生涯学習に関する重要事項を審議し、文部大臣だけでなく他省庁の大臣にも建議であります。この点についても明確にお答えいただきたいのであります。

今ほど、政治が、教育が問われているときはないと思います。そして今、政治に、教育が必要なのは、一人一人の人間が人間として大事にされることであり、生きがいを持って生きていける平和で民主的な社会を目指すことがあると思うのであります。教育は、子供、青年の希望を育て、人間の尊厳と平和の確立に寄与する国民的事業であり、また、教育改革は、国民参加の教育論議を通して合意をつくり上げるものでなければなりません。したがって、政治を、教育を、人が人として育つという人間の論理で考えるか、いかに安く仕上げるかという経済の論理で考えるかは、日本といふ國家の一つの重大な選択であることを忘れないでほしいと思います。(拍手)

提案は、国及び地方公共団体の学習権確立のための条件整備に関する責務、とりわけ労働者が働きながら学ぶことのできる有給教育休暇制度については、何ら触れていないのであります。

以上の幾つかの問題につきまして、それぞれ明快なお答えをいただきたいと思うのであります。

さて、日本社会党・護憲共同は、ユネスコ等で、生涯学習の精神に反することとなり、國による生涯学習の管理につながる危険性をはらんでいると思いませんが、この点についてもいかがでしよう。

さらに、法案は、民間事業者の能力活用をうたい、融資や損金算入による税制上の優遇措置を講じておりますが、これは教育の営利事業化につながりやすく、金と暇のある人にしか生涯学習の機会が与えられないこととなり、問題ではないかと考へます。次に、文部大臣にお伺いをいたします。

法案は、社会教育審議会を廃止して、文部省に生涯学習審議会を設置し、学校教育や社会教育、文化の振興など生涯学習に関する重要事項を審議し、文部大臣だけでなく他省庁の大臣にも建議であります。この点についても明確にお答えいただきたいのであります。

今ほど、政治が、教育が問われているときはないと思います。そして今、政治に、教育が必要なのは、一人一人の人間が人間として大事にされる

ことであり、生きがいを持って生きていける平和で民主的な社会を目指すことにあると思うのであります。教育は、子供、青年の希望を育て、人間の尊厳と平和の確立に寄与する国民的事業であり、また、教育改革は、国民参加の教育論議を通して合意をつくり上げるものでなければなりません。したがって、政治を、教育を、人が人として育つという人間の論理で考えるか、いかに安く仕上げるかという経済の論理で考えるかは、日本といふ国家の一つの重大な選択であることを忘れないでほしいと思います。(拍手)

最後に、総理並びに文部大臣にお尋ねいたしました。

政府及び文部省は、本法律案を迅速に通すといふ立場ではなく、もう一度生涯学習のあり方について御検討をいただき、改めて真的、國民が求めたい、憲法、教育基本法の理念に立った生涯学習推進法を提出すべきではないかと考えます。いかがでしよう。

この点を強く主張し、本法律案の趣旨説明に対する私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 輿石議員にお答えをいたします。

〔内閣総理大臣(海部俊樹君) 輝石議員にお答えをいたします。〕

御質問の冒頭で、今回の法律案の提出に至るまでの経緯について詳しく御説明をいただき、どうかという御指摘でありましたが、私もその部会に出席してきました。学校教育や社会教育をゆがめることになる法律案ではないかと考えますが、いかがであります。

しかし、本法律案は、生涯学習とは何かという理念や定義を初め重要事項が欠落し、文部省が本来主管してきた学校教育や社会教育をゆがめることになる法律案ではないかと考えますが、いかがであります。

今ほど、政治が、教育が問われているときはないと思います。そして今、政治に、教育が必要なのは、一人一人の人間が人間として大事にされる

ことであり、生きがいを持って生きていける平和で民主的な社会を目指すことにあると思うのであります。教育は、子供、青年の希望を育て、人間の尊厳と平和の確立に寄与する国民的事業であり、また、教育改革は、国民参加の教育論議を通して合意をつくり上げるものでなければなりません。したがって、政治を、教育を、人が人として育つという人間の論理で考えるか、いかに安く仕上げるかという経済の論理で考えるかは、日本といふ国家の一つの重大な選択であることを忘れないでほしいと思います。(拍手)

う、学習者の視点に立った理念に基づく生涯学習体制の整備が必要であると考えております。

教員の週休二日制の問題や学校五日制の問題が極めて重要な問題であるとの御指摘がございました。

私は、学校五日制の問題、教員の週休二日制の問題につきましては、現在、教育水準の維持や学校運営のあり方、また、国民世論の動向などにも配慮しつつ、その対応について文部省において調査研究を行っていることありますので、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

また、この法案は国による生涯学習の管理の危険性があると御指摘でありますけれども、今回の法律案の趣旨は、学習に関する国民の自発的意愿を尊重するように配慮しつつ、国及び地方公共団体を通して生涯学習の振興のための体制の整備を図ることとしております。したがいまして、國が生涯学習の管理をするものではないかという御指摘は、当たらないものと私は承知をいたしております。(拍手)

また、国や地方公共団体が行う事業以外にも、民間の創意工夫により教育、スポーツ、文化の学習機会が提供されており、人々の学習需要に柔軟に対応するために民間の能力も活用したらいかがであるうかと私は考えます。

最後に、本法案については、憲法、教育基本法の理念を踏まえて生涯学習の推進体制の整備を図るために極めて重要な法律案と認識いたしておりますので、どうか十分委員会において各党の御審議を賜り、成立させていただこうと期待をさせたいただきます。

次第であります。

残余の御質問については、文部大臣から答弁いたします。(拍手)

【國務大臣保利耕輔君登壇】

○國務大臣(保利耕輔君) 私に対する奥石議員の御質問は、四点あるかと思います。

まず、本法案国会上程に至る経緯でございますが、ただいま奥石議員からお述べになりましたとおりでございますので、これはそのとおりでございます。

次に、生涯学習審議会についての御指摘でござりますが、生涯学習に係る施策は各省庁にわたるものでございますけれども、本審議会は、生涯学

社会教育及び文化の振興に関する施策について調査審議する機関として文部省に設置しようとするものでございます。

さらに、審議会は、その調査

審議を進める上で関係省庁との連携協力を図ることといたしておられます。

現に最も責任を持つ省庁である文部省が各方面に積極的対応を行うべきとする臨時教育審議会の答申及び教育改革推進大綱の趣旨に沿ったものであると考えております。

次に、本法案と学校教育や社会教育との関係についてのお尋ねでございます。

我が国においては、今後、生涯学習社会の実現

という理念のもとに、学校教育、社会教育等について相互に連携させつつ、国民の学習需要に沿つた学習機会を提供していくことが重要でございます。

本法案に規定する推進体制等は、そうしたこ

とを実現する上で必要なものであると考えておる

次第であります。

最後に、改めて生涯学習推進法を提出すべきではないかという御指摘についてでございますが、今回の法案は、中央教育審議会が十分かつ精力的な審議を経て御提言をいたいた御答申を受け、

出席政府委員

文部省生涯学習 局長 横瀬 庄次君

農林水産大臣 山本 富雄君

厚生大臣 津島 雄二君

文部大臣 保利 耕輔君

内閣総理大臣 海部 俊樹君

○朗読を省略した議長の報告
(常任委員会辞任及び補欠選任)

一、昨五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名しました。

大蔵委員

井奥 貞雄君 岩屋 毅君 片岡 武司君

中井 治君 岡田 克也君 佐田玄一郎君

伊藤 英成君 中井 治君 幸田 千八君

大石 千八君 片岡 武司君 古賀 一成君

佐田玄一郎君 岩屋 毅君 幸田辰一郎君

左藤 恵君 塩谷 立君 平田辰一郎君

眞鍋 光広君 岩屋 毅君 古賀 一成君

新井 將敬君 塩谷 立君 幸田玄一郎君

小坂 恵次君 岩屋 毅君 幸田辰一郎君

三ツ林弥太郎君 新井 將敬君 幸田辰一郎君

三原 朝彦君 小坂 恵次君 幸田辰一郎君

出席国務大臣

内閣総理大臣 海部 俊樹君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 保利 耕輔君
厚生大臣 津島 雄二君
農林水産大臣 山本 富雄君
国務大臣 北川 石松君

三原 朝彦君 小坂 恵次君

公開買付けによる株券等の買付け等は、政令で定める期間の範囲内で買付け等の期間を定めて、行わなければならぬ。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（買付け以外の場合に

あつては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この章において同

「」においては、政令で定めるところにより、均一の条件によらなければならぬ。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払

その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等（銀行、信託会社その他政令で定

めの金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。)に行わせなければならない。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、前三項の規定その他この章に定めると

これらによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならぬ。

この条において公開買付けとは、不特定かつ
多数の者に対し、公告により株券等の買付け等

の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。）の申込

又の勧誘を行い、有価証券市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

一 株券等の買付け等を行う者と、株式の所有
関係、親族関係その他の政令で定める特別の
関係にある者

一 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等の発行者である会社の発行す

る株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該会社の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者

第一項の株券等所有割合とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、大蔵省令で定めるところにより、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の数（株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この章において同じ。）の合計を、当該会社の發行済株式の総数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（株券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合

二 前項の特別関係者（同項第二号に掲げる者で当該会社の発行する株券等の買付け等を行ふものを除く。）にあつては、大蔵省令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等の数の合計を、当該会社の發行済株式の総数にその者の所有に係る当該株券等（株券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合を「公開買付け」という。によって株券等の買付け等を行わなければならない者は、大蔵省令で定めたところにより、当該公開買付けについて、

その目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の
数、買付け等の期間、その他の大蔵省令で定める
事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
紙(以下この章において「日刊新聞紙」という。)
に掲載して公告しなければならない。

行われた日の翌日以後は、当該公開買付者が公開買付届出書を大蔵大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

「公開買付開始公告」という。)を行つた者(以下前項の規定による公告(以下この章において

この章において「公開買付者」というのは、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付開始

公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び大蔵省令で定める添付書類(以下「公開買付届出書」という。)を大蔵大臣に提出しな

「本局は、この件を大蔵大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない、日本が日曜日そつて大蔵省まで三つら

日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、

買付け等の其間 買付け等に係る受渡しその他決済及び公開買付者が買付け等に付した

条件(以下この章において「買付条件等」とい
う。)

当該公開買付開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を

公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容

三 公開買付けの目的、公開買付者に関する事項その他の大蔵省令で定める事項

公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この

の章において同じ。)その他政令で定める関係者(以下この章において「公開買付者等」という。)は、その公開買付けにつき公開買付開始公告が

けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

前項の場合において、同項の有価証券が発行登録をされた有価証券であるときは、公開買付者等は、当該発行登録が効力を生じており、かつ、公開買付届出書又は訂正届出書の提出と同時に当該有価証券の発行登録者が発行登録追補書類を大蔵大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

有価証券をもつて買付け等の対価とする公開買付けであつて、当該有価証券の募集又は売出しにつき第四条第一項の規定による届出が行われたもの又は発行登録追補書類が提出されたものに係る公開買付届出書の提出については、前

条第二項の規定にかかるらず、公開買付届出書に記載すべき事項及び添付書類のうち大蔵省令で定めるものの記載及び添付を省略することができる。

第二十七条の五 公開買付者等は、公開買付期間

(公開買付開始公告を行つた日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをいい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この章において同じ。)中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該会社の発行する株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を公開買付開始公告を行う前に締結している場合で公

開買付届出書において当該契約があること及びその内容を明らかにしているとき。

二 第二十七条の二第七項第一号に掲げる者(同項第二号に掲げる者に該当するものを除く。)が、大蔵省令で定めるところにより、同項第二号に掲げる者に該当しない旨の申出を大蔵大臣に行つた場合

三 その他政令で定める場合

第二十七条の六 公開買付者は、公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には、

公開買付期間中に、大蔵省令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容その他大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。

前項の規定による公告を公開買付期間の末日までに行なうことが困難である場合には、公開買付者は、当該末日までに同項に規定する内容及び事項を大蔵省令で定めるところにより公表し、その後直ちに同項の規定の例により公告を行わなければならない。

第二十七条の八 公開買付届出書(その訂正届出書を含む。以下この条において同じ。)を提出した公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、記載された内容が事実と相違し、又はそれに記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めたときは、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の九 公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間に

買付け等の価格の引下げ、買付予定の株券等の数の減少、買付け等の期間の短縮その他の政令で定める買付条件等の変更は、前二項の規定にかかるらず、行なうことができない。

第二十七条の七 公開買付開始公告(前条第一項

又は第二項の規定による公告及び同項の規定による公表を含む。次項において同じ。)を行つた

公開買付者は、その内容に形式上の不備があり、又は記載された内容が事実と相違していると認めたときは、その内容を訂正して、大蔵省令で定めるところにより、公告し、又は公表しなければならない。

大蔵大臣は、公開買付開始公告の内容について訂正をする必要があると認めるときは、当該

公開買付開始公告を行つた公開買付者に対し、期限を指定して、大蔵省令で定めるところにより、その訂正の内容を公告し、又は公表することを命ずることができる。

前項の規定による処分は、当該公開買付期間(第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。第七項において同じ。)の末日(当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日)後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日後は、する

一 公開買付届出書に形式上の不備があること。

二 公開買付届出書に記載された買付条件等がこの章の規定に従つていないこと。

三 訂正届出書に記載された買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定に違反していること。

四 大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、

次に掲げる事実を発見した場合には、当該公開買付届出書を提出した公開買付者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。

一 公開買付届出書に記載された重要な事項について虚偽の記載があること。

二 公開買付届出書に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること。

第三項の規定による処分は、当該公開買付期間(第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。第七項において同じ。)の末日(当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日)後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日後は、する

大蔵大臣は、次に掲げる事実が明らかであると認めるときは、公開買付届出書を提出した公開買付者に対し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。

第二十七条の三第四項の規定は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について適用する。

公開買付者は、公開買付期間中に第三項又は第四項の規定による処分があつた場合において、当該処分に係る訂正届出書が提出されるまでの間は、売付け等の申込みの勧説その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付者は、公開買付期間中に、第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場合又は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、大蔵省令で定める場合を除き、当該公開買付けに係る買付け等の期間を、大蔵省令で定める期間、延長し、大蔵省令で定めるところによりその旨を直ちに公告し、又は公表しなければならない。

前項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間は、当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行つてはならない。

第二十七条の五の規定は、第八項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間にについて準用する。

公開買付者は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものと日刊新聞紙に掲載して公表し、又は大蔵省令で定めるところにより公表

しなければならない。ただし、既に第二十七条の六第一項の規定による公告若しくは同条第一項の規定による公表及び公告を行つた場合は、この限りでない。

前条の規定は、第八項及び前項の規定による公告又は公表について準用する。

第二十七条の九 公開買付者は、公開買付届出書に記載すべき事項で大蔵省令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付説明書」という。）を、大蔵省令で定めるところにより、作成しなければならない。

公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行おうとする者に対し、大蔵省令で定めるところにより、公開買付説明書を交付しなければならない。

公開買付者は、前条第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出した場合には、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員（以下この章において「対象会社等」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該

意見の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の八 第一項から第五項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合は、「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、同条第二項中「買付条件等の変更」とあるのは「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項の規定中「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第二項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第二項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

公開買付けに係る対象会社等が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株

券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。

前項の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の十一 公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除（以下この章において「公開買付けの撤回等」という。）を行ふことができない。ただし、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者の業務又は財産の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは、公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合及び公開買付者に關し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

前項ただし書の規定による公開買付けの撤回等を行おうとする場合には、公開買付期間の末日までに、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けの撤回等を行ふ旨及びその理由その他の大蔵省令で定める事項を、日刊新聞紙に掲載して公告をしなければならない。ただし、公告を当該末日までに行うことが困難である場合には、当該末日までに当該公告に記載すべき内容を、大蔵省令で定めるところにより、公表し、その後直ちに公告を行うものとする。

前項の規定による公告又は公表を行つた者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公告

又は公表を行つた日に、前項に規定する公表の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付撤回届出書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項の規定は、公開買付撤回届出書について準用する。この場合において、同項中「発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）」とあるのは、「発行者である会社」と読み替えるものとする。

公開買付けの撤回等は、第二項の規定により公告をした場合に限り、その効力を生ずる。この場合において、その効力を生ずる時期は、当該公告を行つた時（同項ただし書の規定により公表及び公告を行つたときにつきには、当該公表を行つた時）とする。

第二十七条の十二 応募株主（公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者をいう。以下この章において同じ。）は、公開買付期間（第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じ。）中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

応募株主は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に関し政令で定める方法による旨の条件

が付されているときは、当該方法によらなければならない。この場合において、当該契約の解除は、政令で定める時に、その効力を生ずる。

第一項の規定により応募株主による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この章において同じ。）を証券会社又は銀行等に保管しているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

前項本文の規定による公告又は公表を行つた公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告を行つた日から第六項までの規定による処分（以下「訂正届出書」といふ。）を記載した書類（以下「公開買付報告書」といふ。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じ。）中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

応募株主は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に関し政令で定める方法による旨の条件

している者を含む。）とあるのは「発行者である会社」と、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの章の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の十三第四項及び第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付け等を三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあっては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）」後は、

することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項において同じ。）を大蔵省令で定めるあん分比例方式（以下この章において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

第二十七条の十四 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公開買付撤回届出書並びに公開買付報告書及び意見表明報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経

過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する書類を提出した者は、大蔵大臣が同項の規定によりこれらの書類を公衆の縦覧に供している間は、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その者の本店又は主たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、大蔵大臣が第一項の規定により同項の書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の三第

四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十第一項及び前条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前三項に定めるもののほか、第一項の縦覧に閲し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二十七条の十五 何人も、公開買付届出書、公開買付撤回届出書、公開買付報告書又は意見表明報告書の受理があつたことをもつて、大蔵大臣が当該受理に係るこれらの書類の記載が真実かつ正確であり、又はこれらの書類のうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定したものとみなすことができない。

公開買付者等及び対象会社等は、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十七条の十六 第十六条の規定は、第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者は、当該行為をした日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

又は第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と読み替えるものとする。

第二十七条の十七 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して株券等の買付け等をした公開買付者等は、当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者（第二十七条の五の規定に該当する株券等の売付け等を行った者及び次条第一項第一号に規定する一部の者を除く。）に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任すべき額は、同項の買付け等を行つた際に公開買付者等が支払つた価格（これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格（公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付け等の価格をいい、第二十七条の六第一項又は第二項の公告又は公表により買付け等の価格を変更したときは、当該変更後の買付け等の価格をいい。以下この章において同じ。）を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額

一 当該公開買付けをした者が、当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者の一部の者に対し、公開買付価格より有利な価格で買付け等を行つた場合 当該有利な価格（当該有利な価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額

二 当該公開買付けをした者が公開買付届出書に記載されたあん分比例方式と異なる方式で株券等の買付け等をした場合 当該あん分比例方式で計算した場合に前項の規定による請求権者から買付け等がされるべき株券等の数から当該公開買付けをした者が当該請求権者から買付け等をした株券等の数を控除した数（当該あん分比例方式で計算した場合には、当該請求権者から買付け等をしなかつた場合には、当該あん分比例方式で計算した場合における株券等の買付け等の際）と読み替えるものとする。

第一項において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の中込みの際」とあるのは、「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

第一項において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の中込みの際」とあるのは、「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

させないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付開始公告又は第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表（以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。）を行つた者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成した者

前項第一号を除く。）の規定の適用がある場合において、公開買付者が、当該公開買付期間の末日後に当該公開買付けに係る株券等の買付け等を当該公開買付けによらないで行う契約があるにもかかわらず、公開買付届出書又は公開買付説明書にその旨の記載をすることなく、当該公開買付期間の末日後に当該契約による買付け等をしたときは、当該公開買付者が当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者（当該契約により株券等の売付け等をした者、第二

七条の八第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表（以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。）を行つた者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書又は公開買付説明書のうち重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき額は、当該公開買付者が当該買付け等をした価格（これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でない場合には、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格を控除した金額に前項において準用する第十八条第一項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額とする。

次に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者と連帶して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第一項各号に掲げる者の特別関係者（第二十七条の二第七項第二号に掲げる者に限る。）である場合には、当該法人その他の団体の公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時における取締役、監査役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

第二十七条の二十一 第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の適用がある場合における同一条第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付に係る公開買付期間の末日から起算して五年間、これを行わないときは、また、同様とする。

二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体の公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時における取締役、監査役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、意見表明報告書の提出者又はその関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、意見表明報告書の提出者又はその関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券に限り、保有者となつたものとみなす。

三 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体の公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時における取締役、監査役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

第二十七条の二十一 第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の適用がある場合における同一条第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付に係る公開買付期

間の末日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

前条第二項の適用がある場合における同一条第一項の規定による請求権は、請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書又は公開買付説明書のうち重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき額は、当該株主が議決権を有しないことされ

る場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この章において「株券等」という。の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の大蔵省令で定める事項を記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大蔵省令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。）以内に、大量保有者となつた日から五日（日曜日その他の政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十九第一項において同じ。）以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、第三項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限(以下この章において「保有株券等の総数」といふ)を除く。)であつて、当該会社の事業活動を支配する目的を有する者

二 投資一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資をするのに必要な権限を有する者

第一項の株券等保有割合とは、株券等の保有者(同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。)の保有(前項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下この章において同じ。)に係る当該株券等(その保有の態様その他事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の数(株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この章において同じ。)の合計から当該株券等の発行者である会社の発行する株券等のうち、第四十九条第一項に規定する信用取引その他大蔵省令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務を有するものの数を控除した数(以下この章において「保有株券等の数」という。)に当該会社の発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数を加算した数(以下この章において「保有株券等の総数」といふ)を、当該会社の発行済株式の総数に当該保

有者及び共同保有者の保有する当該株券等(株券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合をいう。

前項の共同保有者とは、株券等の保有者が、

当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。

株券等の保有者と当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第三項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のいずれかの保有株券等の数が大蔵省令で定める数以下である場合には、この限りでない。

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、大蔵省令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出する日

の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかるらず、提出されていないこれらの書類の提出と同時に大蔵大臣に提出しなければならない。

特例対象株券等に係る変更報告書(当該株券等が特例対象株券等以外の株券等になる場合の変更に係るもの)を除く。)は、第二十七条の二十一第一項本文の規定にかかるらず、次の方に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に提出しなければならない。

一 前項の大量保有報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合の変更があった場合、当該後の大蔵省令の基準日

の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合は、大蔵省令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る事項に關する報告書(以下「変更報告書」という。)を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の大蔵省令で定める場合には、この限りでない。

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、大蔵省令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出する日

の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更

報告書は、第一項本文の規定にかかるらず、提

出されていないこれらの書類の提出と同時に大

蔵大臣に提出しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出した者

は、これらの書類に記載された内容が事実と相

違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解

を生じさせないために必要な重要な事実の記載

が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべ

き者は、大量保有者となつた日の後に、株券等

保有割合(第二十七条の二十三第三項に規定す

る株券等保有割合をいう。以下この章において

同じ。)が百分の一以上増加し又は減少した場合

(保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない

場合を除く。以下この章において同じ。)その他

の基準日を大蔵大臣に届け出た者に限る。)が保

有する株券等で当該株券等の発行者である会社

の事業活動を支配することを保有の目的としな

いもの(株券等保有割合が大蔵省令で定める數

を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘

察して大蔵省令で定める場合を除く。)又は国、

地方公共団体その他の大蔵省令で定める者(第

三項に規定する基準日を大蔵大臣に届け出た者に限る。)が保有する株券等(以下この条において「特例対象株券等」という。)に係る大量保有報

告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかるらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株

券等の保有状況に関する事項で大蔵省令で定め

るものを記載したものを、大蔵省令で定めると

ころにより、当該基準日の属する月の翌月十五

日までに、大蔵大臣に提出しなければならな

い。

第二十七条の二十六 証券会社、銀行、信託会社

その他の大蔵省令で定める者(第三項に規定す

る月の翌月十五日

- 一 当該大量保有報告書に係る基準日の属する月の後の末日において株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として大蔵省令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日
- 三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日
- 四 前三号に準ずる場合として大蔵省令で定める場合 大蔵省令で定める日
- 前二項の基準日とは、特例対象株券等の保有者が大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。
- 第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これららの書類の写しを当該株券等の発行者である会社及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。
- 一 証券取引所に上場されている株券等の発行者である会社の発行する株券等 当該証券取引所
- 二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者である会社の発行する株券等 政令で定める証券業協会
- 第二十七条の二十八 大蔵大臣は、大蔵省令で定めることにより、大量保有報告書及び変更報告書

告書並びにこれらの訂正報告書を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

前条の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（大蔵省令で定める場合を除く。）には、大蔵大臣は第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十七条の二十九 第九条第一項及び第十条第一項の規定は、大量保有報告書及び変更報告書について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書が提出された場合について準用する。

第一項の協力の要請が外国証券規制当局による当該外国証券法令に基づく行政処分（当該处分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、大蔵大臣は、外務大臣に協議するものとする。

</

事項を記載した大量保有報告書を大蔵大臣に提出するとともに、遅滞なくその写しを当該会社及び証券取引所等に送付しなければならないこととする。

(2) 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となった日の後に株券等保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大蔵保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合は、その日から五日以内に、変更報告書を大蔵大臣に提出するとともに、遅滞なくその写しを当該会社及び証券取引所等に送付しなければならないこととする。

(3) 証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者が保有する株券等で一定の要件を満たすもの等については、報告の特例を設けることとする。

(4) 大量保有報告書等の公衆縦覧、刑事罰則その他株券等の大量保有の状況に関する開示制度の導入に伴う所要の規定の整備を図ることとする。

3 その他の改正

(1) 外国証券規制当局から行政上の調査に際して要請があつた場合には、関係人に対して参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができることとする。

4 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

議案の可決理由

本案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴

い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買付制度の見直しを行う等の措置を図るもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年五月三十一日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

証券取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今後とも、企業会計、株券等の大量保有状況、取引実態等有価証券取引を行うに際して重要な情報の公開制度の拡充を図ること。
二 内部者取引等有価証券に係る不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期することとともに、不正取引の監視体制の充実に努めること。なお、今後の取引の状況も踏まえ、罰則のあり方も含めて規制のあり方について常に検討を加えること。

第八条第一項の表を次のように改める。	障害の程度	金額
第一項症	第一款症	五、一五三、〇〇〇円
第二款症	第二款症	九二一、〇〇〇円
第三款症	第三款症	一、一四四、〇〇〇円
第四款症	第四款症	一、四一六、〇〇〇円
第五款症	第五款症	八一五、〇〇〇円

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法)
戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法)

法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二項症	障害の程度	年額
第一項症	第一項症	第一項症の年金額に二、五八五、〇〇〇円以内の額をえた額
第一項症	第二款症	三、六九二、八〇〇円
第一項症	第五款症	二、四一六、〇〇〇円

官 報 (号 外)

第三項症	二、五四五、六〇〇円
第四項症	一、〇一七、七〇〇円
第五項症	一、六四一、〇〇〇円
第六項症	一、三三九、六〇〇円
第一款症	一、一二〇八、八〇〇円
第二款症	一、一〇〇、三〇〇円
第三款症	八八四、六〇〇円
第四款症	七一四、七〇〇円
第五款症	六二八、八〇〇円
第八条の二第三項の表を次のように改める。	
障害の程度	金額
第一款症	三、九二八、一〇〇円
第二款症	三、二五九、三〇〇円
第三款症	二、七九五、二〇〇円
第四款症	二、二九六、六〇〇円
第五款症	一、八四一、七〇〇円
第二十六条第一項中「百五十九万六千三百円」を「百六十四万五千四百円」に改める。 第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」を「百六十四万五千四百円」に、「百二十六万四千三百円」を「百三十万四千四百円」に改め、同条第三項の表中「三八三、九〇〇円」を「三九七、九〇〇円」に、「三〇二、九〇〇円」を「三一四、五〇〇円」に、「二〇五、七〇〇円」を「二一四、四〇〇円」に改める。	
この法律は、平成二年四月一日から施行する。	
附 則	
この法律は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るた 理 由	
一 戰傷病者戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
二 議案の目的及び要旨	
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。	
1 障害年金、遺族年金等の額を次のとおり引き上げること。	

		区 分		現 行		平成二年四月分から
		公 務	傷 病	四、七〇四、〇〇〇円	四、八四四、〇〇〇円	
		遺族年金及び遺族給与金				
		区 分		現 行		
併 発 死	公	公 務	死	一、五九六、三〇〇円	一、六四五、四〇〇円	
勤 務 関 連 死	勤 務 関 連 死	公 務(重症)		一、二六四、三〇〇円	一、三〇四、四〇〇円	
平 病 死	勤 務 関 連(輕症) 及び 勤 務 関 連(重症)	公 務(輕症)		一、一六四、三〇〇円	一、三〇四、四〇〇円	
勤 務 関 連	勤 務 関 連(輕症)	三〇一、九〇〇円		三八三、九〇〇円	三九七、九〇〇円	
		二〇五、七〇〇円		二一四、五〇〇円	二一四、四〇〇円	

第二十六条第一項中「百五十九万六千三百円」を
百六十四万五千四百円に改める。
第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」を
百六十四万五千四百円に、「百一十六万四千三
百円」を「百三十万四千四百円」に改め、同条第三
項の表中「二八三、九〇〇円」を「三九七、九〇〇
円」に、「三〇一、九〇〇円」を「三四四、五〇〇
円」に、「二〇五、七〇〇円」を「一一四、四〇〇
円」に改める。

一 戰傷病者戦没者遺族等保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおり引き上げること。

ことは、時宜に適するものと認めるが、なお施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二年度一般会計予算(厚生省所管)に二十八億四千百万円が計上されている。

右報告する。

平成二年五月三十一日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕
一 年 四 月 一 日 か ら 適 用 す る

二 海外旧戦域における遺骨収集については、相
手国の協力をえて早期収集に一層の努力を払う
とともに、慰靈巡洋等についてはさらに積極的
に推進すること。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後と
も援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行
われるよう努めること。

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべ
きである。

する法律案に対する附帯決議

戦傷病者戰没者遺族等援護法の一部を改正す

**第二十六条第一項中「百五十九万六千三百円」を
百六十四万五千四百円に改める。**

**第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」を
百六十四万五千四百円に、「百一十六万四千三
百円」を「百三十万四千四百円」に改め、同条第三
項の表中「三八三、九〇〇円」を「三九七、九〇〇
円」に、「三〇一、九〇〇円」を「三一四、五〇〇
円」に、「二〇五、七〇〇円」を「一四、四〇〇
円」に改める。**

附 則

この法律は、平成一年四月一日から施行する。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

（内閣提出）

議案の目的及び要旨

戦傷病者 戦没者 遺族等 採護法の一部を改正する法律案

右報告する。

三 本案施行に要する経費

平成二年度一般会計予算(厚生省所管)に一十九億四千五百万円が計上されている。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本件は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

〔別紙〕
二年四月一日から適用する
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正
する法律案に対する附帯決議

戰傷病者、戰沒者遺族等の処遇の改善を図るた 理由

障害年金、遺族年金等の額を次のとおり引
め上げる」と。

衆議院議長 櫻内 義雄殿 社会労働委員長 灯 英次郎

とともに、靈靈巡拝等についてもさらなる積極的に推進する」と。

三 中國殘留日本人孤児等に関する情報収集について、引続き中國政府の積極的な協力がえられるよう配慮すること。さらに訪日調査により肉親が判明しなかつた孤児に関する調査に最大限の努力をすること。

四 帰国孤児の定着先における自立促進を図るため、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的な実施に遺憾なきを期すること。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 俊樹
平成二年四月十八日

麻薬取締法等の一部を改正する法律

第一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬及び向精神薬取締法

目次を次のように改める。

麻薬取締法(第一部改正)

第一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬及び向精神薬取締法

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 麻薬に関する取締り

第一節 免許(第三条・第十一条)

第二節 禁止及び制限(第十二条・第二十一条)

第三節 取扱い(第三十条・第三十六条)

第四節 業務に関する記録及び届出(第三十七条・第四十九条)

第五節 免許及び登録(第五十条・第五十一条)

第六節 禁止及び制限(第五十条の八・第五十条の九)

第七節 五十条の十八)

第三節 取扱い(第五十条の十九・第五十一条の二十二)

第四節 業務に関する記録及び届出(第五十条の二十三・第五十条の二十四)

第五節 雜則(第五十条の二十五・第五十一条の二十六)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第四章 監督(第五十条の二十七・第五十八条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十一条の二十一・第五十八条の十八)

第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)

削り、同号を同条第十九号とし、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号中「処方せん」を「処方せん」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「処方せん」を「処方せん」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「但し」を「ただし」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「別表あへんアルカロイド系麻薬の項第二十号但書」を「別表第一第七十六号イ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。
第二条に次の十号を加える。
二十五条 向精神薬取扱者 向精神薬輸入業者 向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者をいう。

二十六 向精神薬營業者 病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう。

二十七 向精神薬輸入業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう。

二十八 向精神薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬を輸出することを業とする者をいう。

二十九 向精神薬製造剤業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること(向精神薬を精製すること)及び向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。(以下同じ)、向精神薬を製剤すること(向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。(以下同じ))又は向精神薬を小分けすること(他人から譲り受けた病院診療所若しくは家畜診療施設の下に「(以下「病院等」という。)」を加え、「從事する病院等」に改め、同号を同条第二十号とし、同号を同条第十八号中「(けしを除く。以下同じ。)」を

向精神薬を分割して容器に收めることをいう。(以下同じ。)を業とする者をいう。

三十 向精神薬使用業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にすることを業とする者をいう。

三十一 向精神薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者(向精神薬輸入業者を除く。)に向精神薬を譲り渡すこととを業とする者をいう。

三十二 向精神薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、向精神薬を記載した处方せん(以下「向精神薬処方せん」という。)により調剤された向精神薬を譲り渡すこととする者をいう。

三十三 向精神薬試験研究施設設置者 学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設(以下「向精神薬試験研究施設」という。)の設置者であつて、厚生大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう。

三十四 向精神薬營業所 向精神薬營業者が業務上向精神薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所及び薬局をいう。

三十五 第二章 免許を「第二章 麻薬に関する取扱り」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 免許

第三条第一項中「業務所」を「麻薬業務所」に改め、同条第三項第一号中「第五十一条」を「第五十二条第一項」に改める。

第五条中「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許にあつては、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許にあつては」を削る。

法人又は団体であつて、その業務を行ふう役員のうちにイからホまでの一に該当する者があるもの

準用

(本旨の有効期間)
第五十条の二 向精神薬営業者の免許の有効期間は、免許の日から三年とする。
(免許の失效)

有効期間が満了したとき、第五十一条第二項の規定により取り消されたとき、又は次条において準用する第七条第一項の届出があつたときは、その効力を失う。

第五十条の四 第四条 第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定は、向精神薬営業者について準用する。この場合において、第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定中「十五日」とあるのは、「三十日」と読み替えるほか、これらの規定

第五十条の五 向精神薬試験研究施設登録
登録は、国の設置する向精神薬試験研究施設登録者のにあつては、厚生大臣が、その他の向精神薬試験研究施設にあつては、都道府県知事が、それぞれ向精神薬試験研究施設とすることを行う。

第五十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、第五十三条の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者については、登録をしないことができる。

第五十一条の六 向精神薬試験研究施設設置者の登録は、第五十一条第三項の規定により取り消されたとき、又は次条において準用する第七条第一項の届出があつたときは、その効力を失う。

第五十条の七 第四条、第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定は、向精神薬試験研究施設設置者について準用する。この場合において、第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定中「十五日」とあるのは、「三十日」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的説明えは、政令で定める。

第二節 禁止及び制限
(輸入)
第五十条の八 次に掲げる者でなければ、向精神薬を輸入してはならない。
一 向精神薬輸入業者
二 本邦に入国する者のうち、自己の疾病的治療の目的で向精神薬を携帯して輸入する者であつて厚生省令で定めるもの
三 向精神薬試験研究施設設置者であつて、学術研究又は試験検査のため向精神薬を輸入するもの
四 その他厚生省令で定める者
(輸入の許可)
第五十条の九 向精神薬輸入業者は、政令で定める向精神薬(以下「第一種向精神薬」といいう。)を輸入しようとするときは、その都度厚生大臣の許可を受けなければならない。
2 前条第三号又は第四号に掲げる者は、向精神薬を輸入しようとするときは、その都度厚生大臣の許可を受けなければならない。
3 第十四条第一項、第三項、第五項及び第六項、第十五条並びに第十六条の規定は、前二項の許可を受けて第一種向精神薬を輸入しようとする者について適用する。この場合において、第十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の九第一項又は第二項」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第一項

又は第一項」と、「前項名号」とあるのは「第五十条の九第三項において準用する第十四条第二項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第一項又は第二項」と、「第二項」とあるのは「第五十条の九第三項において準用する第十四条第二項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十条の八第三項において準用する第十四条第三項」と、第十五条及び第十六条中「麻薬輸入業者」とあるのは「向精神薬輸入業者又は第五十条の八第三号若しくは第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と読み替えるものとする。

書を発給する場合にあつては、輸出許可証明書。以下この条において同じ。)と、「又は輸出届出書」と、「第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と読み替えるものとする。

5 第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十六条の規定は、第二項の許可を受けて第一種向精神薬及び第二種向精神薬以外の向精神薬(以下「第三種向精神薬」という。)を輸入しようとする者について準用する。この場合において、第十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の九第五項において準用する第十四条第二項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第一項」と、「第一項」とあるのは「第五十条の九第五項において準用する第十四条第二項」と、「輸入許可書及び輸入許可証明書」とあるのは「輸入許可書」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第五十条の九第五項において準用する第十四条第三項」と、「輸入許可書及び輸入許可証明書」とあるのは「輸入許可書」と、第十六条中「麻薬輸入業者」とあるのは「第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と読み替えるものとする。

(輸出届出書の提出)

第五十条の十 向精神薬輸入業者は、第一種向精神薬を輸入したときは、輸出者の作成した輸出届出書(相手国が輸出許可証明書を發給する場合にあつては、輸出許可証明書。以下この条において同じ。)を、その第二種向精神薬を輸入した日又は輸出届出書を受け取つて

官 報 (号 外)

日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

輸出

第五十条の十一 次に掲げる者でなければ、向精神薬を輸出してはならない。

二 向精神薬輸出業者

の治療の目的で向精神薬を携帯して輸出する者であつて厚生省令で定めるもの

三 向精神薬試験研究施設設置者であつて、

用する者に向精神薬を輸出するもの

(輸出の許可) 第五十条の十二 向精神薬輸出業者は、第一種

第三条の一二回精神薬を輸出するときは、その都度厚生大臣の許可を受ければよはない。

前項の語句を學べんがれいからない
前条第三号又は第四号に掲げる者は、向精

補業を轉出しようとするときは、その都度厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十九条第二項から第六項まで及び第十一条の規定は、前二項の許可を受けて第一種回

精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中

「前項」とあるのは第五十条の十二第一項又は第二項と、「事項」とあるのは「事項及び仕

向地」と「麻葉」とあるのは「第一種向精神藥」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項」

五十条の十二第一項又は第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十二第三項において

て準用する第十八条第一項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二

第一項又は第二項」と、「第二項名号」とあるのは「第五十條の十二第三項」である。この適用する

のは「第五十一条の十二第三項において準用する第十八条第一項各号」と、同条第五項中「第

「三項」とあるのは第五十条の十二第三項において準用する第十八条第三項」と、同条第六

項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者又は第五十条の十一第三号若しくは第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と読み替えるものとする。

第十八条第一項から第六項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第二種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「前項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十二第四項において準用する第十八条各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十二第四項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十二第四項において準用する第十八条各号」と、同条第六項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「第一種向精神薬」と読み替えるものとする。

第十八条第二項から第五項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第三種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二第三号」とある。

「第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十一條の十二第五項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十二第五項において準用する第十八条第二項各号」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十二第五項において準用する第十八条第三項」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「第五十条の十二第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と読み替えるものとする。

は「特定第二種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第二項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十三第二項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十三第二項において準用する第十八条第三項」と、同条第六項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」と、「麻薬」とあるのは「特定第二種向精神薬」と読み替えるものと

第五十条の十三 向精神薬輸出業者は、政令で定める地域(以下この条及び次条において「特定地域」という。)を仕向地として、政令で定める向精神薬(以下この条及び次条において「特定向精神薬」という。)のうち第二種向精神薬であるもの(次項において「特定第二種向精神薬」という。)又は特定向精神薬のうち第三種向精神薬であるもの(第三項において「特定第三種向精神薬」という。)を輸出しようとするときは、その都度厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十八条第二項から第六項まで及び第十一条の規定は、前項の許可を受けて特定地域仕向地として特定第二種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相国発給の輸入許可証明書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とある

3 第十八条第二項から第五項まで及び第十九条の規定は、第一項の許可を受けて特定地域を仕向地として特定第三種向精神薬を輸出しようとする者について適用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えてこれを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「特定第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第三項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十三第三項」において準用する第十八条第二項各号」と、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「第五十条の十三第二項各号」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十三第三項」において準用する第十八条第二項各号」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」

臣に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつては都道府県知事に、その向精神薬取扱責任者の氏名又は自ら向精神薬取扱責任者となつた旨その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。向精神薬取扱責任者を変更したときも、同様とする。

(保管等)

第五十条の二十一 向精神薬取扱者は、向精神薬の濫用を防止するため、厚生省令で定めるところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。

(事故の届出)

第五十条の二十二 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬につき、滅失、盜取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生省令で定めるところにより、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者、向精神薬試験研究施設設置者又は厚生大臣に、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、速やかに厚生大臣に報告しなければならない。

第四節 業務に関する記録及び届出

(記録)

第五十条の二十三 向精神薬営業者（向精神薬小売業者を除く。）は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬又は製剤のための向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日
- 三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬及び向精神薬処方せんを所持する者に譲り渡した向精神薬その他の向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日
- 四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

は向精神薬化学変化物（向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者が向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたものをいう。次号及び次条において同じ。）の原料として使用した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日

二 向精神薬化学変化物の品名、数量及び用途

三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日

四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

（届出）

第五十条の二十四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

- 一 前年中に輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬製造剤の原料として使用した向精神薬の品名及び数量
- 二 前年の初めに所有した第一種向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種向精神薬の品名及び数量
- 三 その他厚生省令で定める事項

二 向精神薬の譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

三 向精神薬試験研究施設設置者は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日
- 三 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめて、その年の四月三十日までに、厚生大臣に報告しなければならない。

第五節 雜則

（適用除外等）

第五十条の二十五 別表第三第十二号に掲げる向精神薬であつて、濫用のおそれがない、かつ、有害作用がないものとして厚生省令で定めるものについては、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

（薬局開設者等の特例）

第五十条の二十六 藥事法の規定により薬局開設の許可（その更新を含む。）を受けた者は、この条において「薬局開設者」という。又は医薬品（同法第八十三条に規定する医薬品を除く。以下この条において同じ。）の一般販売業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

第十条の四及び第五十条の二十第四項を除く。）の適用については、それぞれ第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされず。ただし、当該薬局開設者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者が、厚生省令で定めたところにより、都道府県知事に別段の申出をしたときは、この限りでない。

二 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

- 一 薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。
- 二 薬事法第十条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。
- 三 薬事法第七十五条第一項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可が取り消されたとき。

三 第一項本文の場合は、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法第八条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において適用する同法第八条第三項に規定する一般販売業の管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

四 都道府県知事は、第一項ただし書の申出があつたとき、及び同項の規定により向精神薬

卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、第五十二条第二項の規定により取り消されたとき(製局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われているときに限る。)は、その旨を公示するものとする。

第六章中第五十一条の前に次の四条を加える。
(報告の徴収等)

第五十条の二十七 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締り上必要があると認めるときは、麻薬取扱者若しくは向精神薬取扱者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取扱員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等若しくは向精神薬試験研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を收去させることができ。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(措置命令)

第五十条の二十八 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者、向精神薬使用業者又は厚生大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、都道府県知事の登録に係る向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬輸入業者又は向精神薬輸出業者に對して、期間を定めて、向精神薬の保管置者について、これら者が第五十条の二十一の規定に違反していると認めるときは、その旨を公示するものに対し、期間を定めて、向精神薬の保管

又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

第五十条の二十九 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬小売業者について、都道府

県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者に係る向精神薬

営業所の構造設備が第五十条第二項第一号の

厚生省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行つまでの間、該向精神薬営業所の全部若しくは一部の使用を禁止するこ

とができる。

(向精神薬取扱責任者の変更命令)

第五十条の三十 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者が置く向精神薬取扱責任者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神

薬取扱責任者について、これらの者がこの法

律その他薬事に関する法令の規定若しくはこれ

らの規定に基づく処分に違反したとき、又

はこれらの者が向精神薬取扱責任者として不

適当と認めるときは、その向精神薬営業者に

対して、その変更を命ずることができる。

第五十一条の見出しを「(免許等の取消し等)」に改め、同条中「若しくはこの」を「この」と、「基く」を「基づく」に改め、「処分」の下に「若しくは免許若しくは許可に付した条件」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神

薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これら者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生大臣若しくは都道府

事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第五十条第二項第

二号ロからヘまでの「に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。

第六章の二を第五章とする。

第五十九条の四の次に次の二条を加える。

(手数料)

第五十九条の五 次に掲げる者は、実費を勘案

して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

毒者」の下に「及び向精神薬を濫用している者」を加え、同条第二項中「あつた者」の下に「並びに向精神薬を濫用している者及び向精神薬を濫用していた者」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章の二を第五章とする。

第七十三条の二中「三万円」を「二十万円」に改め、同条を第七十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条の四若しくは第五十条の七において準用する第七条第一項若しくは第三項、第五十条の九第三項若しくは第四項において準用する第十五条、第五十条の十二

第三項若しくは第四項若しくは第五十条の十三第二項において準用する第十八条第六項、第五十条の十、第五十条の十三第六項又は第五十条の十四の規定に違反した者

二 第五十条の二十四第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十四条中「又は第六十九条から第七十三条まで」を「第六十六条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の三第二項若しくは第三項、第六十九条、第七十条から第七十二条まで又は第七十三条の二」に改める。

第七十五条中「第八条」の下に「(第五十条の四又は第五十条の七において準用する場合を含む。)を、「第十条」の下に「(第五十条の四又は第五十条の七において準用する場合を含む。)を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第八章を第七章とする。

別表を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一 三ーアセトキシーハジメチルアミノ-	四 α-三ーアセトキシーハジメチルアミノ-
四・四-ジフェニルヘプタン(別名アセチルメタドール)及びその塩類	ノ-四・四-ジフェニルヘプタン(別名カルボン酸エチルエステル)及びその塩類
二 α-三ーアセトキシーハジメチルアミノ-	五 α-二-(四-アミノフェニル)-四-カルボン酸エチルエステル(別名アニレリジン)
四-ジフェニルヘプタン(別名メサドン)及びその塩類	六 N-アリルノルモルヒネ(別名ナロルフィン)、そのエステル及びこれらの塩類
三 β-三ーアセトキシーハジメチルアミノ-	七 三ーアリル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ビペリジン(別名アリルプロジェクト)及びその塩類
四・四-ジフェニルヘプタン(別名メサドン)及びその塩類	八 エクゴニン及びその塩類
五 α-三-(N-エチル-N-メチルアミノ)-	九 三-(N-エチル-1-メチルアミノ)-
一-エチル-2-(エニル)-1-ブテン(別名エチルメチルチアンブテン)及びその塩類	一-エチル-2-(エニル)-1-ブテン(別名ジエチル-1-ブテン)
十 α-三-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ビペリジン(別名アルファメタロジン)及びその塩類	十一 α-三-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ビペリジン(別名エチルアミノ-1-ブテン)
十一 α-二-(四-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)-エチル-5-ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及びその塩類	十二 α-二-(四-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)-エチル-5-ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及びその塩類
十二 α-二-(四-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)-エチル-5-ニトロベンズイミダゾール(別名クロニタゼン)及びその塩類	十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類	十四 コカ葉
十四 コカ葉	十五 コカイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類
十五 コカイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類	十六 ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン)その他モルヒネのエーステル及びその塩類
十六 ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン)その他モルヒネのエーステル及びその塩類	十七 一-(三-シアノ-1-三-ジフェニル
十七 一-(三-シアノ-1-三-ジフェニル)	十八 四-カルボン酸エチルエステル(別名ジカルボン酸エチルエステル)及びその塩類
十八 四-カルボン酸エチルエステル(別名ジカルボン酸エチルエステル)及びその塩類	十九 四-シアノ-1-メチル-4-カルボン酸エチルエステル(別名メサドン)及びその塩類
十九 四-シアノ-1-メチル-4-カルボン酸エチルエステル(別名メサドン)及びその塩類	二十 四-ジエチルアミノ-1-トロペンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及びその塩類
二十 四-ジエチルアミノ-1-トロペンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及びその塩類	二十一 三-ジエチルアミノ-1-エチル-4-ジエチル-1-ブテン(別名ジエチルアミノ-1-ブテン)
二十一 三-ジエチルアミノ-1-エチル-4-ジエチル-1-ブテン(別名ジエチルアミノ-1-ブテン)	二十二 ジヒドロコディノン(別名ヒドロコドン)、そのエステル及びこれらの塩類
二十二 ジヒドロコディノン(別名ヒドロコドン)、そのエステル及びこれらの塩類	二十三 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類
二十三 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類	二十四 ジヒドロコキシモルヒネ(別名テソモルヒネ)、そのエステル及びこれらの塩類
二十四 ジヒドロコキシモルヒネ(別名テソモルヒネ)、そのエステル及びこれらの塩類	二十五 ジヒドロコキシモルヒネ(別名オキシコドン)、そのエステル及びこれらの塩類
二十五 ジヒドロコキシモルヒネ(別名オキシコドン)、そのエステル及びこれらの塩類	二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名オキシモルファン)及びその塩類
二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名オキシモルファン)及びその塩類	二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類
二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類	二十八 ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモルファン)、そのエステル及びこれらの塩類
二十八 ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモルファン)、そのエステル及びこれらの塩類	二十九 四-ジフェニル-6-ビペリジン(別名ジフェニルフオノン)及びその塩類
二十九 四-ジフェニル-6-ビペリジン(別名ジフェニルフオノン)及びその塩類	三十 α-二-(三-ジメチルアミノ)-エチル-4-カルボン酸エチルエステル(別名ジカルボン酸エチルエステル)及びその塩類
三十 α-二-(三-ジメチルアミノ)-エチル-4-カルボン酸エチルエステル(別名ジカルボン酸エチルエステル)及びその塩類	三十一 三-ジメチルアミノ-1-ジエチルアミル-1-ブテン(別名ジメチルアミル-1-ブテン)
三十一 三-ジメチルアミノ-1-ジエチルアミル-1-ブテン(別名ジメチルアミル-1-ブテン)	三十二 六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアンブテン(別名ジメチルアミノ-4-ジエチルアンブテン)及びその塩類
三十二 六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアンブテン(別名ジメチルアミノ-4-ジエチルアンブテン)及びその塩類	三十三 六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名ノルメサドン)及びその塩類
三十三 六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名ノルメサドン)及びその塩類	三十四 α-六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名ノルメサドン)及びその塩類
三十四 α-六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名ノルメサドン)及びその塩類	三十五 β-六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メサドン)及びその塩類
三十五 β-六-ジメチルアミノ-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メサドン)及びその塩類	三十六 α-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類
三十六 α-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類	三十七 四-ジメチルアミノ-3-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類
三十七 四-ジメチルアミノ-3-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類	三十八 六-ジメチルアミノ-5-メチル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類
三十八 六-ジメチルアミノ-5-メチル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類	三十九 α-三-ジメチルアミル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類
三十九 α-三-ジメチルアミル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類	四十 α-三-ジメチルアミル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類
四十 α-三-ジメチルアミル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類	四十一 β-二-(三-ジメチルアミル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類
四十一 β-二-(三-ジメチルアミル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名メタドール)及びその塩類	四十二 テバイン及びその塩類
四十二 テバイン及びその塩類	四十三 一-2-5-トリメチルエチル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名トリメベリジン)及びその塩類
四十三 一-2-5-トリメチルエチル-4-ジエチルアミル-1-三-ヘキサン(別名トリメベリジン)及びその塩類	四十四 ニル-4-(プロピオニルオキシ)ビペリジン(別名ジメノキサドール)及びその塩類

平成二年六月一日 衆議院会議録第二十一号 麻薬取締法等の一部を改正する法律案及び同報告書

十一 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

(大麻取締法の一部改正)

第二条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改定する。

第四条中「左に」を「次に」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「こと」の下に「(大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。)」を加え、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと。」に改め、同条に次の一号を加える。

四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、厚生大臣の許可を受けて、他の大麻研究者に譲り渡す場合は、この限りでない。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 大麻研究者は、その研究に従事する施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 採取し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

二 研究のため使用し、又は研究の結果生じた大麻の品名及び数量並びにその年月日

の日から二年間、保存しなければならない。

第二十二条の次に次の二条を加える。

二 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限

度のものに限り、かつ、免許又は許可を受けるものでなければならぬ。

第二十二条の三 厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入し、又は譲り受けることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識を行なう国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができる。

4 第二項の規定により厚生大臣から大麻の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、大麻に関する犯罪鑑識のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

5 厚生大臣は、外国政府から大麻に関する犯

罪鑑識の用に供する大麻を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかわらず、第一項の規定により輸入し、若しくは譲り受けた大麻又は法令の規定により國庫に帰属した大麻を、当該外国政府に輸出することができる。

第二十四条に次の二項を加える。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の二に次の二項を加える。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役及び二百円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の二の次に次の二項を加える。

第二十四条の三 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の四 前三条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する大麻は、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

第二十四条の五 情を知つて、第二十四条第一項又は第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、機械又は器具を提供した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の六 第三条第一項、第十三条又は第十六条の規定により禁止される大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、第一号を第二号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の規定に違反して、大麻に関する広告をした者

(広告の制限)

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「三

万円」を「二十万円」に改め、第一号を第二号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の規定に違反して、大麻に関する

広告をした者

(広告の制限)

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十六条の二第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十六条の二第二項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者

第二十七条中「開して」の下に「第二十四条第二項若しくは第三項、第二十四条の二第二項若しくは第三項又は」を加え、「外」を「ほか」に改める。

(覚せい剤取締法の一部改正)

第三条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改定する。

三十五条を「第三十四条の二」と、「第四十条」を「第四十条の二」と改める。

第八条第一項中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤研究者」に、「若しくはこの」を「この」に、「基づく」を「基づく」に改める。

四 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「若しくはこの」を「この」に、「基づく」を「基づく」に改める。

五 第八条第一項中「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚せい剤」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚せい剤及び覚せい剤原料」に改める。

六 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

七 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

八 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

九 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十一 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十二 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十三 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十四 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十五 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十六 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十七 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十八 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

十九 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

二十 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

二十一 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

二十二 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

二十三 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

二十四 第八条第一項中「覚せい剤」を「覚せい剤研究者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は覚せい剤研究者」が厚生大臣の許可を受け、覚せい剤を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合」を加える。

2

前項の条件は、覚せい剤又は覚せい剤原料の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に対し不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(犯罪鑑識用覚せい剤等に関する適用除外)

第三十四条の三 厚生大臣は、この法律の規定にかかるわらず、覚せい剤又は覚せい剤原料に関する犯罪鑑識の用に供する覚せい剤又は覚せい剤原料を輸入し、製造し、又は譲り受けることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により輸入し、製

造し、又は譲り受けた覚せい剤又は覚せい剤原料を、覚せい剤又は覚せい剤原料に関する犯罪鑑識を行う國又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 厚生大臣は、前項の規定により厚生大臣から覚せい剤又

は覚せい剤原料の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに覚せい剤又は覚せい剤原

料に関する犯罪鑑識のため使用した覚せい剤又は覚せい剤原料の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載し

なければならぬ。

4 厚生大臣は、外國政府から覚せい剤又は覚せい剤原料に関する犯罪鑑識の用に供する覚

せい剤又は覚せい剤原料を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかかるわらず、第一項の規定により輸入し、製造し、若しくは譲り受けた覚せい剤若しくは覚せい剤原料又は法令の規定により國庫に歸属した覚せい剤若しくは覚せい剤原料を、當該外國政府に輸出することができる。

第七章第四十条の次に次の二条を加える。
(経過措置)
第四十条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるこ

とができる。

第四十一条第二項中「五百万円」を「一千万円」に改める。

第四十一条の二 第二項中「三百万円」を「五百

万円」に改める。

第四十二条の三 第二項中「百万円」を「三百万円」に改める。

第四十三条の四 第二項中「二十万円」を「五十

万円」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十条の二(広告の制限)の規定に違反

した者

第四十二条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第十一号中「備付」を「備付け」に改める。

第四十二条の二中「五万円」を「二十万円」に改める。

第四十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中麻薬取締法第二章

の次に一章を加える改正規定(第五十条の二十一第一項ただし書に係る部分に限る。)及び附則

第三条第一項ただし書の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正後の麻薬及び向精神薬取締法(以下「新法」という。)第二条第六号に規定する向精神薬(以下単に「向精神薬」という。)の輸入、輸出、製造

(向精神薬の精製及び向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。以下同じ。)、製剤(向精神薬に化学的変化を加えない

他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。)若しくは小分け(他人から譲り受け

た向精神薬を分割して容器に収めることをい

う。)若しくは譲渡しを業としている者又は向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にすることを業としている者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第五十条第一項の免許を受けないで、その業を営むことができる。そ

の者がその期間内に同項の免許を申請した場合において、その申請について免許を申請した場合の経過後免許をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

この法律の施行の際現に学術研究又は試験検査のため向精神薬の製造又は使用を行なう施設の設置者は、この法律の施行の日から三月間は、新法第五十条の五第一項の登録を受けないで、その施設を運営することができる。その者がその期間内に同項の登録を申請をした場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請について登録を受ける日までの間も、同様とする。

第二項本文の場合においては、当該薬局開設

者の薬局に係る薬事法第八条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第八条第三項に規定する一般販売業の管理者は、新法第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

第一項本文の場合においては、当該薬局開設

者の薬局に係る薬事法第八条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第八条第三項に規定する一般販売業の管理者は、新法第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

都道府県知事は、第一項ただし書の申出が

あつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、新法第五十一条

第二項の規定により取り消されたとき(薬局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われているときに限る。)は、その旨を公示するものとする。

都道府県知事は、第一項ただし書の申出が

あつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、新法第五十一条

第二項の規定により取り消されたとき(薬局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われているときに限る。)は、その旨を公示するものとする。

第四条 この法律の施行の際現に存する向精神薬であって容器に収められているものについて

は、この法律の施行の日から二年間は、新法第

五十三条の十九の規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に存する向精神薬及び向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。以下同

じ。)、製剤(向精神薬に化学的変化を加えない

他の向精神薬にすることをいう。ただし、調

剤を除く。)若しくは小分け(他人から譲り受け

したときは、この限りでない。

前項の規定により向精神薬卸業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、新法第五十条の三の規定により

則の適用については、なお従前の例による。

効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。

二 薬事法第十条(同法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出(廢止に係るものに限る。)があつたとき。

三 薬事法第七十五条第一項の規定により、同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可が取り消されたとき。

3 交換分合計画は、第一項に規定する市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するとともに、当該市民農園区域の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定めるものでなければならない。

第六条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第九十九条（第一項及び第二項を除く。）、

第一百一条（第二項、第一百二条から第七条まで）、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条、第一百十一条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十四条第一項、第一百十五条、第一百十八条（第二項を除く。）並びに第一百二十一條から第一百二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合計画について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

（市民農園の開設の認定）

第七条 市民農園区域内又は市街化区域（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域、同条第七項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。）において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 市民農園の用に供する農地の所在、地番及び面積
- 二 市民農園の用に供する農地の位置及び面積

官報（号外）

並びに第二条第二項第一号に掲げる農地のいずれに属するかの別

三 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項

四 利用者者の募集及び選考の方法

五 利用期間その他の条件

六 市民農園の適切な利用を確保するための方策

七 資金計画

八 その他農林水産省令、建設省令で定める事項

三

市町村は、第一項の認定の申請があつた場合

において、その申請が次に掲げる要件に該当するとき、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。

二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。

三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における營農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。

四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであることを。

六 その他政令で定める基準に適合するものであること。

- 一 市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事が同意を得なければならない。
- 二 市民農園の用に供する農地の位置及び面積

5 第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならぬ。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第八条 市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができる。

（勧告）

第九条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画（第七条第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。

（認定の取消し）

第十条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第七条第一項又は第五項の規定による認定を取り消すことができる。

（農地法等の特例）

第十二条 認定開設者が認定計画に従つて整備する市民農園施設のうち休憩施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であつて市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。次項において同じ。）に係るもの（都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、都市計画法第三十四条の規定の適用については、同条第十号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同第三項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準

外のものにするため又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

（都市計画法の特例）

第十二条 認定開設者が認定計画に従つて整備する市民農園施設のうち休憩施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であつて市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。次項において同じ。）に係るもの（都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、都市計画法第三十四条の規定の適用については、同条第十号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同第三項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準

外報号

じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(市民農園の整備についての配慮)

第十三条 国の行政機関又は地方公共団体の長

は、認定計画に従つて土地を認定に保る市民農

園の用に供するため法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該市民農園の整備の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十四条 国及び地方公共団体は、認定計画に従つて行われる市民農園の整備に要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

(援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、認定開設者に對し必要な助言、指導その他援助を行うよう努めるものとする。

第十六条 第六条において準用する土地改良法第一百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農地法の一部改正)

第二条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第四号中「若しくは集落地域整

備法(昭和六十二年法律第六十三号)」を「集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)若しくは市民農園整備促進法(平成一年法律第一号)」に改める。

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条 第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 市民農園整備促進法(平成二年法律第一号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)」を「集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)及び市民農園整備促進法(平成一年法律第一号)」に改める。

六十二条法律第六十三号(昭和六十二年法律第六十三号)及び市民農園整備促進法(平成一年法律第一号)に改める。

第三条第十一号中「及び集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)」を「集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)及び市民農園整備促進法(平成一年法律第一号)」に改める。

六十二条法律第六十三号(昭和六十二年法律第六十三号)及び市民農園整備促進法(平成一年法律第一号)に改める。

る国民生活の確保を図ることも、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事は、市民農園の適正かつ円滑な整備を図ることが必要と認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針を定めるものとすること。

2 市町村は、市民農園として利用することが適當と認められること等の要件に該当する区域を市民農園区域として指定をし、また、市民農園区域内の土地を含む一定の土地に交換分合を行うことができるものとすること。

3 市民農園区域内又は市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の整備運営計画を定め、当該市民農園の開設が適当である旨の市町村の認定を受けることができるものとすること。

4 認定を受けた市民農園については、農地の運動等として行う農作物の栽培に対する関心の高まりに対応して、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園区域の指定とその実効を確保するための交換分合の制度を整備するとともに、市民農園施設の整備を図るために、市町村の認定を受けた者に対し農地法等の適用の特例措置を講ずるものとすること。

5 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を通じて、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図り、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資するための措置として妥当と認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

記

一 市民農園区域の指定に当たっては、地元関係者の意向等を十分反映するとともに、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすことのないよう、地域における農業施策等との整合性の確保について指導すること。

二 都市住民等が市民農園の利用を安定的に行うことができるよう、その継続性の確保に努めること。

三 市民農園施設の整備のための農地転用にかかる農地法の特例措置及び開発行為にかかる都市計画法の特例措置について、これが土地利用のスプロール化等につながることのないよう指導すること。

四 市民農園の適正かつ有効な利用が図られるよう、農作物の栽培、農園の管理等にかかる指導員の配置等ソフト面での運営体制の整備拡充について指導すること。

五 本法に基づく措置とあわせて市民農園の整備にかかる補助事業、融資制度の積極的な活用が図られるよう指導すること。

〔別紙〕

市民農園整備促進法案に対する附帯決議

政府は、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資するため、市民農園の適切な整備が推進されることを期すべきである。

1 都道府県知事は、市民農園の適正かつ円滑な整備を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

2 市町村は、市民農園として利用するための整備を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

3 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

4 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

5 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

6 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

7 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

8 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

9 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

10 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

11 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

12 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

13 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

14 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

15 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

16 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

17 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

18 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

19 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

20 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

21 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

22 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

23 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

24 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

25 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

26 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

27 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

28 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

29 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

30 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

31 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

32 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

33 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

34 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

35 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

36 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

37 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

38 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

39 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

40 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

41 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

42 市民農園の適正かつ円滑な整備の推進を図ることを目的とするものとおもに、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に遺憾なことがあります。

戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域（以下この項において「特定区域」という。）において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定区域となつた」とする。

第二十五条第一号中「第十二条の五」を「第十一条の六」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）
第三条 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「当該特定施設」を「同法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改めるとする。

第八条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「第五条第四号から第八号まで」を「第五条第一項第四号から第八号まで」に改める。

第十四条の見出し中「みなし特定施設」を「みなし指定地域特定施設」に改め、同条中「同項に規定する特定施設」を「同条第三項に規定する指定地城特定施設」に改め、「第五条第二項、第十二条の三及び第十三条の二を除く。」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域（以下この項において「特定地域」という。）において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定地域となつた」と、同法第六条第二項中「湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用され

る前条第一項又はこの項」とあるのは「前条第一項又はこの項（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第十三条

第四項中「第二条第二項若しくは第三項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と

「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

第二十二条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十三条第六項中「第一条第三項中「特定施設」を「第二条第四項中「特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）」に、「規定により特定施設」を「規定により指定地域特定施設」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正前の水質汚濁防止法の規定により國の機関に對してされている届出又は國の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保

為とみなす。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号ロ及び附則第十条第二号中「当該特定施設」を「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）
第四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ中「第一条第五項」を「第二条第六項」に改める。

（理由）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（目的規定の改正）
1 水質汚濁防止法の一部改正
（一）目的規定の改正
（二）本法の目的に、生活排水対策の実施を推進することを加えること。

（二）定義
「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用海域に排出される水（排出水を除く。）をいうこと。

（三）国及び地方公共団体の責務
（1）市町村（特別区を含む。）は、生活排水対策として、生活排水処理施設の整備、

生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならないものとすること。

（2）都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならないものとすること。

（3）国は、生活排水の排出による公共用海域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要

出又は相当する國の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正後の水質汚濁防止法の規定により國の機関に對してされている届出又は國の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保

全特別措置法等の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書

本案は、生活排水の排出による公共用海域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要

な技術上及び財政上の援助に努めなければならないものとすること。

(四) 国民の責務

何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、國又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならないものとすること。

(五) 生活排水を排出する者の努力

生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならないものとすること。

(六) 生活排水対策重点地域の指定

都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いた上で、当該公共用水域の水質の汚濁に關係がある地域を生活排水対策重点地域として指定すること。

(七) 生活排水対策推進計画の策定等

(1) 生活排水対策重点地域をその区域内に策定することとし、生活排水対策推進計画においては、生活排水対策の実施の推進に関する基本の方針、生活排水処理施設の整備に関する事項、生活排水対策に

係る啓発に関する事項等を定めること。

(2) 生活排水対策推進計画を策定した市町

村は、当該計画に定められた生活排水対策の実施に関する基本の方針に従い、生活排水対策の実施に必要な措置を講ずること。

また、当該市町村長は、計画推進のために必要と認めるときは、生活排水を排出する者に対して指導、助言及び勧告をすることができるものとする。

(八) 総量規制地帯等の規制対象施設の拡大

特定施設として全国一律に規制対象とされている施設に加えて、総量規制地帯における規制対象施設を追加し、排水規制等を行うものとする。

(九) 濑戸内海環境保全特別措置法の一部改正

瀬戸内海区域においては、政令で定める施設について、これを水質汚濁防止法に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用するものとする。

3 湖沼水質保全特別措置法の一部改正

湖沼指定地域に設置される一定の施設について水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法を適用していたものを同法に規定する指定地域特定施設とみなされる施設に改め、同法の規定を適用すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとすること。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

をじゃつ起すことのないよう十分配慮すべく指導すること。

五 環境保全関係予算の増額及び人員増について努力するとともに、市町村等地方公共団体の財政援助について特に配慮すること。

二 議案の可決理由

生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために、生活排水対策の実施に関する国、地方公共団体等の責務等生活排水対策の実施の推進に関する措置等を定めるとともに、総量削減基本方針に係る指定水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るために、指定地域における規制対象施設を追加する等の措置は妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年六月一日

衆議院議長 横内 義雄殿
環境委員長 戸塚 進也

〔別紙〕

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講すべきである。

一 産業系排水の規制について、規制基準の強化、未規制の工場、事業場等に対する排水規制の実施等の強化に努めること。

二 水質に対する汚濁負荷ができるだけ低い商品の研究、開発の推進が図られるよう事業者等を指導すること。

三 下水道、農業集落排水施設、ミニティ・プラント等の整備の推進、合併処理浄化槽設置に係る助成制度の充実等、生活排水処理施設の整備に一層努めること。

四 公共用水域に対し影響のおそれのあるゴルフ事業等の運営に当たっては、河川等の水質汚濁

官 報 (号 外)

明治
三十五年三月三十日
郵便物認可

平成二年六月一日 衆議院会議録第二十一号

発行所 干一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局

電話
03(587) 4302

定価
(税込)
六円六角